

広島市告示（安佐南区）第 4 2 号
令和 8 年 4 月 2 3 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 8 年 4 月 2 3 日から同年 5 月 7 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路線名	供 用 開 始 区 間	供 用 開 始 の 期 日
市 道	安佐南 1 区 308 号線	安佐南区川内四丁目 3 9 5 番地 1 7 地先から 安佐南区川内四丁目 3 9 5 番地 1 6 地先まで	令和 8 年 4 月 2 3 日